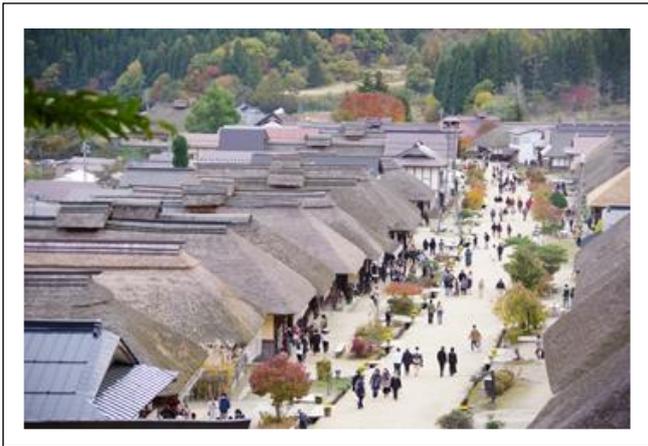


福島県景観アドバイザー制度とは

- 県民・事業者のみなさんや市町村、県等の行政機関などにおいて、それぞれ、地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を助言者として、要請に応じて県が派遣する制度です。
- 魅力ある景観づくりのための計画の立案から実施に至るまで幅広いアドバイスを受けることが可能です。



どなたでも利用できる制度です！

- 県民・事業者・各種団体等のみなさん
 - 市町村、国、県等の行政機関
- ※市町村、国、県等の皆さんは旅費が補助対象です。
報償費（講師料）につきましては、各自治体負担となります。
なお、1つの案件につき派遣は原則2回までとなっております。

こんな時に利用できます！

- 景観計画を策定し、景観法を活用した景観形成を推進しようとするとき。
- 地域と連携・協働による景観づくりの仕組みを整備しようとするとき。

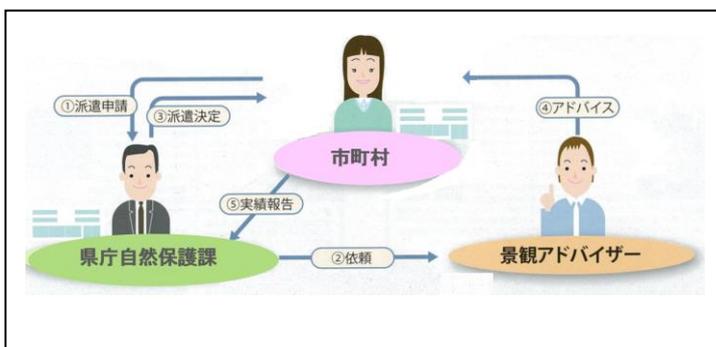
景観アドバイザーはいろいろなかたちでみなさんの景観づくりを応援します！！

- 景観に関する知識・技術の習得をお手伝いします。
・行政機関の担当者を対象に、景観に関する技術向上のための研修会を開きたい。
- 景観づくりを始めるときの疑問にお答えします。
・多様な意見を集約する方法（ワークショップ）等が分からない。

- 景観形成のための基準作りやイベント開催時などの相談をお受けします。
・地域の良好な景観を保全するための条例、計画等を定みたい。
- 周辺景観と調和した建造物、講演等の整備を一緒に考えます。

景観アドバイザーの派遣を受けたいときは

■景観アドバイザー派遣手続きの流れ



派遣をご希望の場合は、県庁自然保護課又は、各地方振興局担当課にご相談のうえ、派遣申請書（様式1号）を提出してください。必要と認められるときは、景観アドバイザーを決定し、派遣決定通知書をお送りします。

なお、申請書の様式は自然保護課ホームページからダウンロードできます。

■お問い合わせ先

福島県庁自然保護課

024-521-7251

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/keikanad.html>

●各地方振興局

県北地方振興局 県民環境部

024-521-2709

県中地方振興局 県民環境部

024-935-1295

県南地方振興局 県民環境部

0248-23-1548

会津地方振興局 県民環境部

0242-29-5295

南会津地方振興局 県民環境部

0241-62-2061

相双地方振興局 県民環境部

0244-26-1144

いわき地方振興局 県民部

0246-24-6203

